

2月28日（金）発表

「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の通知」への対応について

宮崎県教育委員会

内閣総理大臣の小中高等学校、特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針を受けた文部科学省からの通知に対して、宮崎県教育委員会としては、以下のとおり対応する。

1 臨時休業について

本県の全ての県立学校を3月2日（月）より当面、臨時休業とする。

- ・ 県立高等学校の卒業式及び県立高等学校入学検査は予定どおり実施する。
- ・ 3月2日（月）からの臨時休業に備え、2月29日（土）、3月1日（日）を登校可能日とし、学校長の判断で必要に応じて弾力的に対応する。
※ 教職員の出勤については、週休日の振替を行う。
- ・ 特別支援学校は通常どおり、2月29日（土）、3月1日（日）を休みとする。
- ・ 休業中である五ヶ瀬中等教育学校や特別支援学校の卒業式は、卒業生のみ登校させ実施する。必要な在校生を式に出席させる場合は、保護者の許可を得て登校させる。
- ・ 部活動は中止とする。
- ・ 大学入学試験後期試験を受ける生徒（卒業生）など、諸般の事情により登校が必要な者については個別に対応する。（個別対応）
- ・ 個別対応に関する事など、今後の対応については、感染の状況を見極めた上で、県教育委員会と学校が適宜対応を協議する。

2 児童・生徒及び保護者への対応

- ・ 児童・生徒に対しては、家庭学習が適切に行われるよう、教員が電話で指導するなど可能な限り必要な措置を講じる。
- ・ 今回の措置について、保護者へはHPやメール等で知らせる。

3 今後の対応

- ・ 臨時休業の終了日については、休業中に国の動向や感染の状況等を見ながら総合的に判断し、2週間後を目途に追って連絡する。
- ・ 個別の具体的な事例や対応の詳細については、適宜、学校と協議する。